

第5章

漁村の活性化をめぐる動き



(1) 漁村の現状と役割

ア 漁村の現状

〈漁村は人口が減少傾向〉

我が国の海岸線の総延長は約3万5千km^{*1}に及び世界でも有数の長さを誇っています。我が国の海岸線には多くの漁村が存在しており、その多くは、漁業には適地であるリアス海岸、半島、離島等に立地しています。漁村のうち漁港の背後に位置する漁港背後集落^{*2}の状況を見ると、離島地域にあるものが約18%、半島地域にあるものが約31%となっています（図表5-1）。

また、漁村の多くは背後に崖が迫り、平坦地が少ない狭隘^{きょうあい}・高密度な集落を形成し、その地形特性や制約上、集居や密居集落の割合が高い傾向にあります。

漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあるほか、自然災害に対して脆弱である等、漁業以外の面では不利な条件下に置かれていることから、人口は減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

図表5-1 漁港背後集落の状況

漁港背後 集落総数	離島地域・半島地域・過疎地域の いずれかに指定されている地域		
	うち 離島地域	うち 半島地域	うち 過疎地域
4,373 (100%)	790 (18.1%)	1,359 (31.1%)	3,163 (72.3%)

資料：水産庁調べ（令和7（2025）年）

注：離島地域、半島地域及び過疎地域は、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき重複して地域指定されている場合がある。

イ 水産業・漁村が有する多面的機能

〈漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援〉

地方における雇用機会に限られる中、漁村において漁業は基幹産業として重要であり、漁村は、漁業就業者等の住民の生活の場としてのみならず、漁業をはじめとする水産業の拠点として重要な役割を果たしているほか、国民に水産物を供給する役割を担っています。また、漁村に住む人々からなるコミュニティは、基幹産業である漁業を通じ、地域における水産資源や漁場の利用・管理・保全、水産業関連施設等の共同管理等の役割を果たしています。

くわえて、水産業・漁村は、1) 自然環境を保全する機能、2) 国民の生命・財産を保全する機能、3) 交流等の場を提供する機能、4) 地域社会を形成し維持する機能等の多面的な機能も有しており、その恩恵は、漁業者や漁村の住民にとどまらず、広く国民一般にも及びます（図表5-2）。

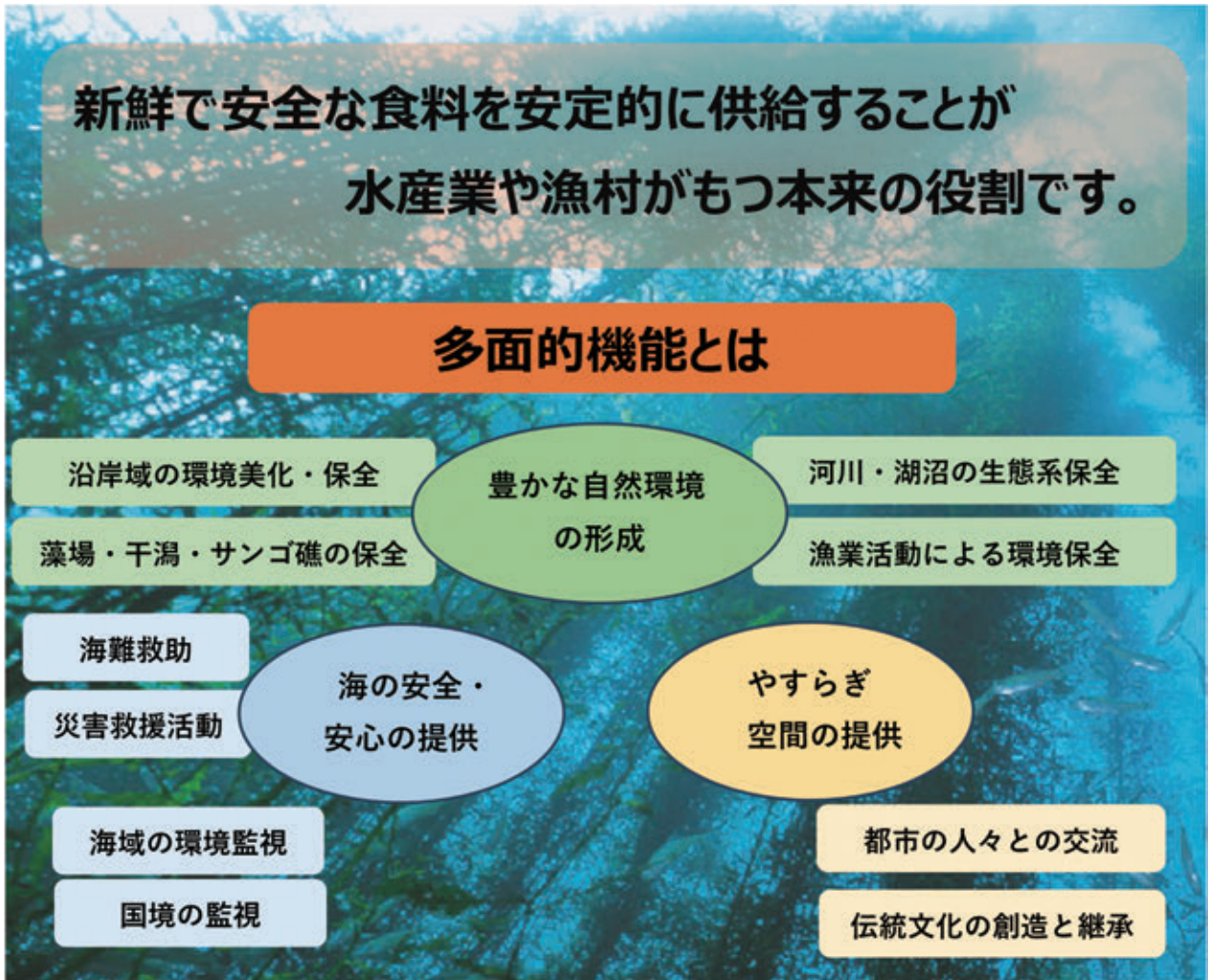
*1 国土交通省「海岸統計」による。

*2 漁港の背後に位置する人口5千人以下かつ漁家2戸以上の集落。



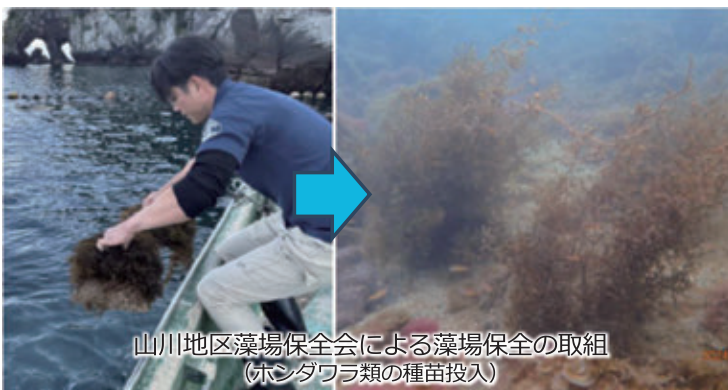
同様に、内水面漁業・養殖業においても、アユ等の和食文化と密接に関わる食用水産物を供給するほか、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を有しています。

図表5-2 水産業・漁村の多面的機能



多面的機能としての藻場・干潟の役割

- 藻場や干潟は、生活排水に含まれ沿岸域の汚染源となる有機物やチツソ、リンを吸収・分解することで水質や底質を浄化し、沿岸域の環境を守っている。
- 漁業者は、藻場においては母藻の設置等による藻場づくりや食害生物（ウニや植食魚等）の除去、干潟においては耕うんによる有機物分解の促進、浄水機能が高い二枚貝類の保護などの取組を通じて藻場や干潟を保全。



このような水産業・漁村が有する多面的機能は、人々が漁村に住み、漁業が健全に営まれることによって発揮されるものですが、漁村の人口減少や高齢化が進めば、漁村の活力が衰退し、多面的機能の発揮にも支障が生じます。このため、水産基本法^{*1}において、国は、水産業及び漁村の多面的機能の発揮について、必要な施策を講ずるものとする旨を規定するとともに、漁業法において、国及び都道府県は、漁業及び漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の漁業に関する活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮するものとする旨が規定されています。また、水産基本計画においても、水産業・漁村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進するとともに、特に国境監視の機能については、漁村と漁業者による海の監視ネットワークが形成されていることから、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組を推進すること等が明記されています。これらを踏まえて、水産庁は、漁村を取り巻く状況に応じて多面的機能が適切に効率的・効果的に発揮できるよう、漁業者をはじめとした関係者に創意工夫を促しつつ、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助訓練等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組が引き続き活発に行われるよう、国民の理解の増進を図りながら支援していくこととしています。

(2) 海業の推進

ア 海や漁村に関する地域資源を生かした「海業」の推進

〈水産基本計画等において海業を位置付け推進〉

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行していること等により、地域の活力が低下しています。

一方、全国の漁村においては、水産物直売所等の交流施設数の増加等もあり、都市漁村交流人口は近年増加傾向で推移し2千万人前後となっています（図表5-3）。漁村は、四季折々の新鮮な水産物、水産物の市場への水揚げの風景、非日常の漁業体験に加え、豊かな自然環境や漁村の景観、親水性レクリエーションの機会等の様々な地域資源を有しています。漁村の活性化のためには、それぞれの漁村が有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することが重要です。

このような中、漁村における水産業活性化の取組と併せて、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした「海業」の取組の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要となっています（図表5-4）。

海業は、水産基本計画等において、「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義し、漁業利用との調和を図りつつ地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指しています。

*1 平成13年法律第89号



図表5-3 全国の漁港及びその背後集落における水産物直売所等の交流施設及び漁村の交流人口

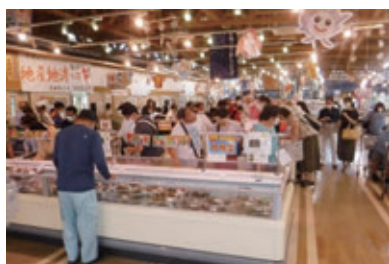
	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,451	1,490	1,458	1,473	1,474	1,467
漁村の交流人口 (千人)	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710	24,497

資料：水産庁調べ

図表5-4 海業の主な取組



漁港の食堂
(千葉県保田漁港)



水産物直売所
(福岡県鐘崎漁港)



海業ポスター



漁業体験
(兵庫県坊勢漁港)



漁泊
(北海道歯舞漁港)

イ 海業推進のための施策等

〈海業の推進に向けた制度〉

令和6（2024）年4月に改正された漁港及び漁場の整備等に関する法律^{*1}の施行により、漁港施設等活用事業（漁港施設、漁港内の水面等を活用した水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画の策定や、当該計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、当該事業を安定的に実施するための漁港施設の長期貸付け等が可能となりました（図表5-5）。令和7（2025）年10月、加布里漁港（福岡県糸島市）において、漁港施設等活用事業を活用した初めての事業（カキ小屋の整備・常設化）が営業開始されました。これまでは、毎年、漁港管理者から許可を受けて、仮設小屋を設置していましたが、長期貸付けを受け、常設化したことにより、設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となりました。

*1 昭和25年法律第137号

図表5-5 漁港施設等活用事業制度の概要



〈海業の推進に必要な調査、活動、施設整備等を支援〉

農林水産省においては、海業の推進に当たり、地域において漁業者等が海業への一歩を踏み出すための取組支援、地域人材の育成や漁港機能の有効活用に関する調査、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる活動支援、漁港施設・用地の再編・整序、地域水産物普及施設の整備等の支援事業を実施しており、水産庁では、令和6(2024)年10月には「計画課」から「計画・海業政策課」に課名を変更、また、令和7(2025)年4月には、「海業振興室」を設置するなど海業の推進体制を強化しました。

また、海業に係る支援は多岐の分野にわたることから、水産庁では、これから海業に取り組む民間企業や個人、海業を推進する地方公共団体等が、国の関連施策やその担当部署等を速やかに調べられるよう、関係府省庁の協力の下、海業に取り組む際に活用可能な施策をまとめた「海業支援パッケージ」を公表しています。さらに、同パッケージの一環として、関係府省庁の協力の下、海業振興に取り組む方々に向けて海業振興に係る相談を総合的に受け付ける「海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)」を開設しています。



海業支援パッケージ・海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyosshinko.html>



「海業の取組事例集」等により先行的な取組を紹介

各漁村においては、漁業生産活動の状況、地理的な状況、漁村が有する地域資源の中身等置かれている状況が異なる中、それぞれが持つ強みを生かし、多様なニーズを有する来訪者を受入れ、新鮮な水産物の販売、飲食、漁業体験等の機会を提供することにより、地域に新たな所得と雇用を生み出した先行的な事例があります。

水産庁では、海業に関する各地の取組がより一層進められるよう、漁港施設についての有効活用に関する制度、留意すべきプロセス、全国の取組事例等を取りまとめた「漁港施設の有効活用ガイドブック」及び「有効活用事例集」、また、海業に関する各地の取組のうち一定の効果が発揮されている取組や、更に効果の発現が期待される取組について取りまとめた「海業の取組事例集」等、事例集等を作成し、公表しています。

また、水産庁では、漁村地域に宿泊・滞在しながら漁村ならではの伝統的な生活体験や地域の人々との交流を楽しめるものを「渚泊^{なぎさばく}」として推進しており、各地の渚泊の取組事例等を取りまとめた「渚泊取組事例集」や持続的なビジネスとして実施できる体制の構築に役立つ「渚泊推進対策取組参考書」を公表しています。

漁港における増養殖の取組については、漁港機能の再編・集約等により生じた利用可能な漁港の水域や用地等において行われており、水産庁では、「漁港水域等を活用した増養殖の手引き」を公表し、この一層の利用促進を図っています。

「海業の推進に取り組む地区」の公表等により取組を積極的に支援

水産庁では、5年間（令和4（2022）～8（2026）年度）でおおむね500件の漁港における新たな海業等の取組実施に向けた目標を設定し、令和6（2024）年度までに254件の取組が展開されています。この目標に向け、個別に水産庁から助言や海業の推進に関する情報提供等を行い、取組を積極的に支援する地区を「海業の推進に取り組む地区」として、令和5（2023）年度から募集を行い、令和7（2025）年度までに110地区を公表しています。

くわえて、水産庁は、令和7（2025）年2月及び11月に「海業の推進に取り組む地区」の担当者及び関係者を対象に「海業推進全国サミット」を開催し、各地の海業の取組や検討作業から浮上した課題、その解決に向けての方策等について共有・検討しました。なお、2月は農林水産省本省で開催しましたが、海業を進めるに当たっては、地方が主体性を持ち自走していくことが重要との観点から、令和7（2025）年度から地方での開催とすることとし、その初めてのサミットを11月に、海業に積極的に取り組んでいる福井県高浜町^{たかはまちょう}において高浜町との共催により実施しました（図表5-6）。

さらには、令和5（2023）年度から毎年度、地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等の海業に関心を持つ幅広い関係者を対象に「海業推進全国協議会」を開催し、情報共有を図るとともに、優良な取組事例の発表等により海業への理解の促進と取組の普及、全国展開を推進しています。

また、海業を推進し漁港の魅力を伝える「海業親善大使」をはじめ3種類のマスコットキャラクター、海業の内容を分かりやすく伝える海業マンガ、水産庁ウェブサイトやSNS、関係イベント等で海業のPRを行っています（図表5-7）。令和7（2025）年6月には、大阪・関西万博における「RELAY THE FOOD～未来につなぐ食と風土～」のイベントに出展し、国内外からの来場者に対して「UMIGYO」のPRを行いました（図表5-8）。

図表5-6 海業推進全国サミットin高浜町



グループワークの様子



グループワーク後の発表



現地見学の様子

図表5-7 海業PRの主なコンテンツ



うみにゃーご
～漁港の案内人～



ぎょっこん
～海業親善大使～



うみーぎょ
～海業の妖精～



海業マンガ
「うみぎょう!」

図表5-8 大阪・関西万博への出展



海業ブースの状況



海業マンガ作者による
サイン会開催



海中の様子を見ることができる
箱メガネの展示



【事例】 漁港施設等活用事業第1号となる常設カキ小屋設置を目指した取組

加布里漁港のある福岡県糸島市では、船びき網や釣り、刺し網等の様々な漁業が営まれています。冬季は時化が多く出漁が困難といった課題がありました。

この対策として糸島漁協では、カキ養殖を導入し、併せてカキ小屋の運営・販売を開始しました。この取組により国内外から観光客がカキ小屋に来訪し、地域活性化に繋がっています。

しかし、このカキ小屋は、漁港管理者である糸島市から一時的な許可（漁港施設用地の占用許可）を毎年受けて仮設小屋で実施されてきました。そのため、小屋の設置撤去を毎年繰り返す必要があり、継続的な営業ができずコストもかかることから小屋の常設化が懸案事項となっていました。

このような中、漁港漁場整備法を改正*（令和6（2024）年4月施行）し、漁港施設等活用事業を創設したことで、この事業を活用して糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付けを行い、小屋の常設化が可能となりました。

貸付けを受けた糸島漁協は、浜の活力再生・成長促進交付金を活用して常設のカキ小屋を建築し、令和7（2025）年10月に完成しました。このことにより、これまでの仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となり、利用者の増加及び地域の新たな雇用創出が期待されます。

* 改正後の名称：漁港及び漁場の整備等に関する法律



常設カキ小屋



内部の様子

（提供：糸島市）

【事例】 地域が一体となった海業による「むらづくり」

山形県鶴岡市つるおかの由良地域は、「日本の渚百選」や「快水浴場百選」に選ばれた由良海岸等の豊かな自然を有しており、由良漁港は、眼前に白山島はくさんじまが位置する風光明媚な漁港として知られるなど、多くの観光客が訪れていましたが、レジャーの多様化により観光客が減少し、地域の活力を失いつつありました。

こうした中、平成21（2009）年に地域の若手漁業者等で結成された「チームTARA」を中心に、自治会、観光協会、漁協等、地域の多様な主体が一体となり未来志向で「むらづくり」を図る由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」が設立され、「再び訪れたくなる、住みたくなる、自慢したくなる“ゆら”」を目指す姿に掲げ、由良地域の活性化と新たな地域づくりについての活動が開始されました。この協議会は、地域が協力して活性化を実践する「協働」運営型の組織とし

て注目されています。

現在、都市住民との交流、魚食普及、漁村文化継承、環境保全等の多種多様な海業の取組が展開されており、特に体験型イベント（磯遊び、釣り堀等）では、来訪者がリピーターとなり、友人・知人にも紹介をすることで、年間の交流人口が漁村人口の7倍を超える等、賑わいを生み出しています。

今後、インバウンドにも対応できるよう外国人旅行客の受入体制の強化を図るとともに、庄内の山間部・平野部とも連携した広域な取組とすることによって、庄内全域の魅力を体感することができるよう、地域が一体となった海業による「むらづくり」に取り組むこととしています。



由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」



磯遊び

（提供：由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」）

【事例】 中間支援組織Umidasの役割

愛媛県愛南町は魚類・貝類養殖が盛んであるほか、「日本の渚百選」に選ばれた須ノ川海岸等、豊かな海や自然を有する地域ですが、高齢化による水産業の衰退や人口減少が課題となっています。

そこで愛南町では、海を貴重な資源と捉え、町で取り組む海業全てのベースとなると位置付け、水産業だけでなくダイビングといったマリンレジャー、海洋ゴミの回収活動や藻場・サンゴ等の保全活動、魚の生産から消費、生活文化までを総合的に繋げる「ぎょしょく」教育等、あらゆる側面での活用を進めています。

このような中、更に海業を推進するため、愛南町では、『海業を町全体で「生み出す」』をスローガンとした、人や事業を繋げる中間支援組織である一般社団法人Umidasが令和7（2025）年3月に設立されました。Umidasでは、観光客を対象とした「ぎょしょく体験ツーリズム」の実装に取り組んでおり、ガイドの育成、情報発信等を行うほか、モニターツアーを実施し、町外からの視点を把握することで地域にとって当たり前だったものに対する新たな価値や魅力の発見と、地域愛の醸成に繋げており、町における新たな経済循環の創出に取り組んでいるところです。

他業種との連携が重要となる海業を推進するに当たり、Umidasは連携を生み出すハブ役を担う組織として、水産業だけでなく、農林業、教育、文化、防災等、多分野での連携が強化されることにより、地域資源の価値や魅力を最大限に活用することができ、海業の推進、さらには町の発展に寄与することが期待されます。



7つの「ぎょしょく」

(提供：一般社団法人Umidas)



親子食育モニターツアー



漁港施設の有効活用ガイドブック
(水産庁)：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-23.pdf>



有効活用事例集（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-65.pdf>



海業の取組事例集（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-70.pdf>



渚泊の推進（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/nagisahaku/>



漁港水域等を活用した増養殖の手引き（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/zouyousyoku_tebiki.html



海業の推進に取り組む地区（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/250404umigyoyouto rikumutiku_total.pdf



海業推進全国協議会（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/umigyo_kyougikai.html



漁港マスコットキャラクター（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/250401_character.html

(3) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

ア 漁港・漁村における防災対策の強化、減災対策や老朽化対策の推進

〈防災・減災、国土強靱化のための対策を推進〉

海に面しつつ背後に崖や山が迫る狭隘な土地に形成された漁村は、地震や津波、台風等の

自然災害に対して脆弱な面を有しており、人口減少や高齢化に伴って、災害時の避難・救助体制にも課題を抱えています。また、海業の推進により漁村へ人を呼び込むに当たり、漁村への来訪者の安全が十分に確保されている必要があります。

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や激甚化・頻発化する台風・低気圧等に備えて、引き続き、漁港・漁村における事前の防災・減災対策や災害発生後の円滑な初動対応等を推進していく必要があります。このため、政府は、能登半島地震や東日本大震災の被害等を踏まえ、防災拠点漁港の整備や多様なアクセス手段（道路・海上輸送等）の確保、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進に加え、事業継続計画（BCP）を策定して漁業の再開・生活再建のための一連の漁港関連施設の機能確保を図ります。くわえて、漁港から高台への津波からの確実な避難を可能とする避難経路の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進しています。

また、漁港施設、漁場の施設や漁業集落環境施設等のインフラは、昭和50年代前後に整備されたものが多く、老朽化が進行して修繕・更新すべき時期を迎えているものが多いことから、中長期的な視点から戦略的な維持管理・更新に取り組むため、予防保全型の老朽化対策等に転換し、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を実現していくことが必要となっています。

これらのことから、令和2（2020）年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化^{きょうじんか}のための5か年加速化対策」（対策の期間：令和3（2021）～7（2025）年度）に基づき、甚大な被害が予測される地域等の漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策や漁港施設の長寿命化対策、海岸保全施設の津波・高潮対策等を推進してきました。また、5か年加速化対策以後も、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化施策を切れ目なく計画的かつ着実に推進するため、令和7（2025）年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、「集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」、「漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策」、「漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等」の施策が「推進が特に必要となる施策」として明記されました。



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（内閣官房）：
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/

イ 漁村における生活基盤の整備

〈集落道や漁業集落排水施設の整備等を推進〉

狭い土地に家屋が密集している漁村では、自動車が通れないような狭い道路もあり、污水処理人口普及率も低く、生活基盤の整備が立ち遅れています。生活環境の改善は、若者や女性の地域への定着を図るだけでなく、漁村への来訪者向けにも重要です。このような状況を踏まえ、農林水産省では、漁業の生産性向上や漁村生活を支える集落道の整備、漁業集落排水施設の整備や広域化・共同化等を推進しています。